<想定されるケース>

- 国産材を活用する大型製材工場等の新設等が 予定されており、地域で大規模な需要が発生する。
- 国有林材のシェアを踏まえると、基本形の樹木 採取区(権利期間10年程度、区域面積200~ 300ha程度)を超える規模で国有林材へのニーズ が見込まれる。
- 集荷圏内となる地域内に、相当規模の国有林 の人工林資源が存在する。



このような場合、集荷圏となる地域内の隣接県または隣接する森林計画区で、複数の樹木採取区を指定することも1つの手法

